



# 宮 崎 県 公 報

平成29年 5 月 29 日 (月曜日) 第 2898 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

### 規 則

- 訓練手当支給規則の一部を改正する規則…………… (雇用労働政策課) 1
- 宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) 1

### 告 示

- 指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の名称

- 及び所在地の変更…………… (障がい福祉課) 2

### 公 告

- 危険物取扱作業の保安に関する講習の実施…………… (消防保安課) 2
- 土地改良区の役員の就任の届出 (2 件) …… (農村整備課) 3
- 平成29年度家畜商講習会の開催…………… (畜産振興課) 3

### 病 院 局 公 告

- 落札者等の公告…………… 4

### 公 安 委 員 会 公 告

- 警備員等の検定の実施について…………… 4

## 規 則

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 5 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第30号

#### 訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則 (昭和41年宮崎県規則第38号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給対象者)</p> <p>第 3 条 訓練手当は、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により、公共職業能力開発施設の行う職業訓練 (以下「公共職業訓練」という。)、求職者を作業環境に適応させる訓練 (以下「職場適応訓練」という。)) 又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律 (平成23年法律第47号) 第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練 (以下「認定職業訓練」という。)) を受けている求職者で、次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。ただし、第14号に掲げる者については、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法 (昭和52年法律第94号) 附則第 2 項に定める日 (国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則 (昭和52年労働省令第30号) 附則第 2 項ただし書に規定する者については、同項ただし書に定める日) までとする。</p> <p>(1) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 (昭和46年法律第68号) <u>第20条</u>の中高年齢失業者等求職手帳の発給を受けている者</p> <p>(2)~(16) [略]</p> <p>2~4 [略]</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第 3 条 訓練手当は、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により、公共職業能力開発施設の行う職業訓練 (以下「公共職業訓練」という。)、求職者を作業環境に適応させる訓練 (以下「職場適応訓練」という。)) 又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律 (平成23年法律第47号) 第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練 (以下「認定職業訓練」という。)) を受けている求職者で、次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。ただし、第14号に掲げる者については、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法 (昭和52年法律第94号) 附則第 2 項に定める日 (国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則 (昭和52年労働省令第30号) 附則第 2 項ただし書に規定する者については、同項ただし書に定める日) までとする。</p> <p>(1) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 (昭和46年法律第68号) <u>第22条</u>の中高年齢失業者等求職手帳の発給を受けている者</p> <p>(2)~(16) [略]</p> <p>2~4 [略]</p>

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 5 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第31号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（昭和47年宮崎県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（営業保証金の取戻公告の届出）</p> <p>第13条 営業保証金規則第8条第3項の規定による届出は、別記様式第8による届出書によってするものとする。</p> <p>（営業保証金の取戻しに係る証明書の交付の請求等）</p> <p>第14条 営業保証金規則第9条第1項及び第2項の規定による請求は、別記様式第9による証明願によってするものとする。</p> <p>様式第8（第13条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>宅地建物取引業者営業保証金規則第8条第1項（第2項）の規定により営業保証金の取戻しの公告をしましたので、同条第3項の規定により届け出ます。</p> <p>〔略〕</p> <p>様式第9（第14条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>宅地建物取引業者営業保証金規則第9条第1項（第2項）に規定する申出書の提出がなかった旨を証明してください。</p> <p>〔略〕</p> <p>宅地建物取引業法第30条第2項の規定に基づく公告後 月を経過したが、宅地建物取引業者営業保証金規則第8条第1項第3号（第2項第3号）の申出書の提出がなかったことを証明する。</p> <p>（宅地建物取引業法第30条第2項の規定に基づく公告後 月）以内に宅地建物取引業者営業保証金規則第8条第1項第3号（第2項第3号）の申出書の提出があり、その債権総額及び内訳は、下記のとおりであることを証明する。</p> <p>〔略〕</p>	<p>（営業保証金の取戻公告の届出）</p> <p>第13条 営業保証金規則第7条第3項の規定による届出は、別記様式第8による届出書によってするものとする。</p> <p>（営業保証金の取戻しに係る証明書の交付の請求等）</p> <p>第14条 営業保証金規則第8条第1項及び第2項の規定による請求は、別記様式第9による証明願によってするものとする。</p> <p>様式第8（第13条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>宅地建物取引業者営業保証金規則第7条第1項（第2項）の規定により営業保証金の取戻しの公告をしましたので、同条第3項の規定により届け出ます。</p> <p>〔略〕</p> <p>様式第9（第14条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>宅地建物取引業者営業保証金規則第8条第1項（第2項）に規定する申出書の提出がなかった旨を証明してください。</p> <p>〔略〕</p> <p>宅地建物取引業法第30条第2項の規定に基づく公告後 月を経過したが、宅地建物取引業者営業保証金規則第7条第1項第3号（第2項第3号）の申出書の提出がなかったことを証明する。</p> <p>（宅地建物取引業法第30条第2項の規定に基づく公告後 月）以内に宅地建物取引業者営業保証金規則第7条第1項第3号（第2項第3号）の申出書の提出があり、その債権総額及び内訳は、下記のとおりであることを証明する。</p> <p>〔略〕</p>

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。  
（用紙に関する経過措置）
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宅地建物取引業法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 339号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の名称及び所在地変更について次のとおり届出があった。

平成29年 5 月 29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	名 称・所在地		変 更 年 月 日
		変更前	変更後	
ライフクリニック	都城市	医療法人豊栄会豊栄クリニック	ライフクリニック	平成29年 6月1日
		都城市下長飯町1609番地	都城市安久町6337番地2	

公 告

消防法（昭和23年法律第 186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成29年 5 月 29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 講習の種別、日時及び場所

種 別	日 時	場 所
給油取扱所において危険物の取扱作業に従事す	7月25日（火） 9：30～12：30	宮崎県東児湯消防組合 児湯郡高鍋町大字上江4526
	7月26日（水） 13：30～16：30	小林中央公民館 小林市細野38-1
	7月28日（金）	日向市消防本部

る危険物取扱者を対象とした講習	<p>9：30～12：30 日向市亀崎2-23</p> <p>8月2日（水） 宮崎県技能検定センター 9：30～12：30 宮崎市学園木花台西2-4-3</p> <p>8月8日（火） 日南市生涯学習センターまなびピア 9：30～12：30 日南市木山2-4-44</p> <p>8月9日（水） 都城市中央公民館 9：30～12：30 都城市姫城町7-8</p> <p>8月16日（水） 高千穂町コミュニティセンター 13：30～16：30 西臼杵郡高千穂町大字三田井1515</p> <p>8月17日（木） 延岡市社会教育センター 9：30～12：30 延岡市本小路39-1</p>		<p>880-0805)</p> <p>一般社団法人宮崎県危険物安全協会</p> <p>6 受講手数料 4,700円（宮崎県収入証紙により納付すること。）</p> <p>7 その他 (1) 受講申請書は、一般社団法人宮崎県危険物安全協会、各地区危険物安全協会、宮崎県総務部危機管理局消防保安課、各消防本部又は一部町村役場（西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町）で交付する。 (2) 詳細については、一般社団法人宮崎県危険物安全協会（電話 0985（22）1868）又は宮崎県総務部危機管理局消防保安課（電話 0985（26）7065）に問い合わせること。</p> <hr/> <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高城東水陸土地改良区（都城市）の役員の就任について次のとおり届出があった。 平成29年5月29日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 就任した役員</p> <table border="1" data-bbox="847 875 1474 1016"> <thead> <tr> <th>役名</th> <th>氏名</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事</td> <td>東郷廣志</td> <td>都城市下水流町367番地4</td> </tr> </tbody> </table> <p>（任期：平成30年3月31日まで）</p> <hr/> <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、沖水川筋土地改良区（都城市）の役員の就任について次のとおり届出があった。 平成29年5月29日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 就任した役員</p> <table border="1" data-bbox="847 1339 1474 1480"> <thead> <tr> <th>役名</th> <th>氏名</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事</td> <td>長瀬忠嗣</td> <td>都城市金田町1925番地2</td> </tr> </tbody> </table> <p>（任期：平成31年4月15日まで）</p> <hr/> <p>家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、平成29年度家畜商講習会を次のとおり開催する。 平成29年5月29日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 開催の日時及び場所</p> <table border="1" data-bbox="847 1765 1474 1944"> <thead> <tr> <th>開催月日</th> <th>場所</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年8月2日及び3日</td> <td>宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県庁9号館933会議室</td> <td>受付 午前8時30分から 講習 午前9時から 午後5時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 講習科目及び講習時間 (1) 家畜の取引に関する法令 4時間 (2) 家畜の品種及び特徴 4時間 (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間</p>	役名	氏名	住所	理事	東郷廣志	都城市下水流町367番地4	役名	氏名	住所	理事	長瀬忠嗣	都城市金田町1925番地2	開催月日	場所	時間	平成29年8月2日及び3日	宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県庁9号館933会議室	受付 午前8時30分から 講習 午前9時から 午後5時まで
役名	氏名	住所																			
理事	東郷廣志	都城市下水流町367番地4																			
役名	氏名	住所																			
理事	長瀬忠嗣	都城市金田町1925番地2																			
開催月日	場所	時間																			
平成29年8月2日及び3日	宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県庁9号館933会議室	受付 午前8時30分から 講習 午前9時から 午後5時まで																			
給油取扱所以外において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	<p>7月25日（火） 宮崎県東児湯消防組合 13：30～16：30 児湯郡高鍋町大字上江4526</p> <p>7月28日（金） 日向市消防本部 13：30～16：30 日向市亀崎2-23</p> <p>8月2日（水） 宮崎県技能検定センター 13：30～16：30 宮崎市学園木花台西2-4-3</p> <p>8月8日（火） 日南市生涯学習センターまなびピア 13：30～16：30 日南市木山2-4-44</p> <p>8月9日（水） 都城市中央公民館 13：30～16：30 都城市姫城町7-8</p> <p>8月17日（木） 延岡市社会教育センター 13：30～16：30 延岡市本小路39-1</p> <p>8月18日（金） 延岡市社会教育センター 9：30～12：30 延岡市本小路39-1 13：30～16：30</p>																				
2 講習の対象者 製造所、貯蔵所又は取扱所において現に危険物取扱作業に従事する者であって、甲種危険物取扱者免状、乙種危険物取扱者免状又は丙種危険物取扱者免状の交付を受けており、かつ、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第58条の14第1項若しくは第2項に規定する受講義務者																					
3 講習科目及び講習時間数 (1) 危険物関係法令 1時間 (2) 危険物の火災予防 2時間																					
4 受講申請書の受付期間 平成29年6月19日（月）から平成29年7月7日（金）まで（郵送の場合は、7月7日（金）の消印のあるものまで有効とする。）																					
5 受講申請書の提出先 宮崎市橋通東2丁目7番18号 宮崎県住宅供給公社ビル内（〒																					

- 3 講習を受けることができる者  
今後、家畜の取引業務を営もうとする者（資格のいかんを問わない。）
- 4 受講の手続  
講習を受けようとする者は、家畜商講習会申込書に額面金額 3,300円の宮崎県収入証紙（消印しないもの）と写真をはり、平成29年7月12日までに最寄りの農林振興局（西臼杵支庁管内にあっては西臼杵支庁）に提出すること。
- 5 その他  
詳細については、宮崎県農政水産部畜産振興課（電話0985（26）7140）、西臼杵支庁又は各農林振興局に問い合わせること。

### 病院局公告

#### 落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成29年5月29日

宮崎県病院局長 土 持 正 弘

- 1 随意契約に係る調達件名及び数量  
宮崎県立3病院電子カルテシステム運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県病院局経営管理課整備担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成29年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
58,387,392円
- 6 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号に該当

### 公安委員会公告

#### 宮崎県公安委員会公告第16号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

平成29年5月29日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

- 1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
交通誘導警備	2級	平成29年8月30日（水）午前9時30分から午後5時までの間

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までの間に済ませること。

- 2 実施場所  
宮崎市清武町今泉丙2559番地1  
宮崎県建設技術センター

- 3 定員  
15人（受付先着順とする。）
- 4 受検資格  
宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員
- 5 検定申請手続
  - (1) 受付期間  
平成29年7月10日（月）から7月21日（金）まで（土曜日・日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
  - (2) 検定申請書等提出先  
受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）
  - (3) 提出書類
    - ア 検定申請書 1通
    - イ 住所地を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）
    - ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）
    - エ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
    - オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状
- 6 手数料  
検定申請書を提出する際、14,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。  
納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。
- 7 検定の方法等  
学科試験及び実技試験により行う。  
なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。  
また、実技試験においても、試験途中で合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。
  - (1) 学科試験の内容
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 車両等の誘導に関すること。
    - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験の内容
    - ア 車両等の誘導に関すること。
    - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 8 その他
  - (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
  - (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴及びひも付き警笛を持参すること。雨天時は雨合羽も持参すること。
  - (3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。
  - (4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。